

実践—死亡診断書（死体検案書）の書き方

I 死亡診断書と死体検案書の別（実際）

我が国の法律（医師法）によると第19条第2項に証明文章の交付義務 第20条に無診察治療等の禁止 により、どちらかを交付しなければなりません。ただし死亡の24時間以内・・・・・・・・

II 臨終に立ち会えなかった（間に合わなかった）

I の続きで死亡診断書として交付することができます。では24時間以上経っていた場合はどうでしょう。法律の解釈の範疇ではありますが、キーワードはこの2つの法律のミックスで・・・・・・・・

III 死亡時期がわからない（検案の仕方がわからない）

夏の盛りであろうと、冬の真っ盛りであろうと所詮、早期死体（夏なら1日半強、冬なら約3日）ならご遺体を診て、それほど毛嫌いな状態ではありません。じゅうぶん私の虎の子の単・・・・・・・・

IV 死因がわからない

これも大丈夫です。なぜなら先ほどから申していますように、生前診療したときに診断のついている疾病（傷を含む）の自然の成り行きで死亡しているなら異状はないわけで誰に、どこ・・・・・・・・

V 変死(異状死体)で警察への届け出か改正医療法制度か

死亡場所、特に自宅以外の病院内ベッド上での見回り間の発見、老人ホームでの就寝中の発見などは異状が無ければ、間違いなく死亡診断書で問題はありません。むしろ医院において待・・・・・・・・

VIその他（いい加減な対応は傷口を広げる）

〇内に記載しましたが診断のついていないのに、その急変の仕方だけ見て多分この疾病だろうと偏見し死亡診断書を記載して何らかのタイミングでCTやMRIを撮られたり採血されたりし・・・・・・・・

これは台本ではありません。あくまでレジュメでございます。わずかな時間ですが、すっきりして帰っていただきたく説明並びに質問に答えたく存じます。 異 信二 拝